

富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請等)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定事業者として指定することを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第5条 前条第2項に規定する指定事業者の指定について、次のいずれかに該当する場合においては、これを行わないことができる。

- (1) 当該事業者が法人でない場合
- (2) 当該事業所が法第115条の45の5第2項に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められる場合
- (3) 当該事業者が富士宮市暴力団排除条例（平成24年富士宮市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められた場合
- (4) 当該事業者を指定することにより、富士宮市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

(変更の届出等)

第6条 指定の申請事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、変更届出書(第2号様式)により市長に届け出るものとする。

2 指定に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止をしようとする日の1か月前までに、廃止・休止届出書(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

3 休止した事業を再開したときは、再開した日から10日以内に、再開届出書(第2号の2様式)により市長に届け出るものとする。

(指定の更新の申請等)

第7条 法第115条の45の6の規定による指定の更新に関する申請は、指定更新申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定事業者として指定の更新をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、第4条、第6条及び前条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理(以下「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この要領に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月13日部長決裁）

この要領は、部長決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日部長決裁）

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和5年10月12日部長決裁）

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書

第2号様式（第6条関係） 変更届出書

第2号の2様式（第6条関係） 再開届出書

第3号様式（第6条関係） 廃止・休止届出書

第4号様式（第7条関係） 指定更新申請書